

仕 様 書

本業務は、沼田合同庁舎における火災、盗難その他の事故を未然に防止し、庁舎における秩序の維持並びにその施設及び設備の保全を図り、庁舎内業務の正常な運営を確保するものである。

1 業務名

沼田合同庁舎常駐警備業務

2 履行場所

広島市安佐南区伴東七丁目64番8号

3 契約期間

契約締結日から令和12年3月31日まで

4 履行期間

令和8年4月1日から令和12年3月31日まで

5 施設の規模

構造 鉄筋コンクリート造地上4階建て

建築面積 1,139.60㎡

延床面積 3,768.88㎡

6 業務内容

- (1) 委託業務内容及び委託業務に従事する日時等については別表1及び別表2のとおりとする。
- (2) 受注者は、火災、盗難その他の事故が発生し、又は発生する恐れがあると認められるときは、関係機関への通報等の臨機の処置を取るとともに、発注者が指定した者へ連絡するものとする。

7 業務に当たっての留意事項

- (1) 警備員は、勤務中の服装を正しくし、来庁者に対しては礼儀正しく応対し、懇切丁寧に案内をすること。
- (2) 警備員は、発注者が指定した場所で休憩を行うこと。
- (3) 警備員は、常に受注者名入りの統一した衣服を着用するとともに、身分証明書を携行すること。
- (4) 受注者は、発注者から預託された鍵を厳重に管理すること。
- (5) 受注者は、警備員に対する研修を定期的実施し、警備員の資質向上に努めること。

8 報告事項等

- (1) 受注者は、あらかじめ発注者に対し、現場責任者及び警備員の住所、氏名等を報告しなければならない。現場責任者又は警備員に変更があったときも、また同様とする。
- (2) 前号の報告に当たっては、警備業法及び同法施行規則に定める教育を実施したことを証する書類を添付するものとする。
- (3) 広島市委託契約約款第6条に定める委託業務実施計画書は年間計画書及び月間計画書とし、年間計画書は契約締結後速やかに、また、月間計画書は前月の25日までに（ただし、令和8年4月分は契約締結後速やかに）提出して、発注者の確認を受けなければならない。
- (4) 広島市委託契約約款第12条に定める委託業務報告書は、警備日誌（所定の様式）及び業

務実施報告書（月次）とし、警備日誌は毎日（休日等の場合には翌日）前日分を提出すること。また、業務実施報告書（月次）は翌月10日（ただし、3月分については、3月31日）までに提出して、発注者の確認を受けるものとする。

- (5) 受注者は、盗難、その他事故やトラブル等が発生したときには、緊急措置を行うとともに、直ちに発注者に報告を行うこと。

9 検査完了期日（期限）

発注者による毎月（毎回）の業務の検査完了期日（期限）は、翌月19日（ただし、実施報告書を受領した日の翌日から起算して9日目に当たる日が早く到来する場合は、当該日）とする。ただし、これらの日が3月31日を越える場合は、3月31日とする。

10 費用の負担等

- (1) 受注者は、委託業務に必要な限りで、防災センター等を警備員の控室等として一部使用することができるものとする。
- (2) 委託業務に必要な経費のうち、電気料、水道料及びガス料は、発注者の負担とする。
- (3) 打刻機及び鍵並びに鍵入れは受注者の負担とし、発注者の指定した場所に設置し、巡回時計は受注者所有のものを使用する。
- (4) その他委託業務を行うために必要な器材等は、全て受注者の負担とする。

11 その他

- (1) 受注者は、契約期間の満了又は解除後の受注業者が、委託業務に支障を来さないよう、十分な引継ぎを行わなければならない。
- (2) この仕様書に疑義があるとき、又は定めのない事項については、発注者・受注者協議して定めるものとする。